

事務連絡  
平成26年12月18日

一般社団法人日本病理学会 御中

厚生労働省医政局医事課

厚生労働省医政局歯科保健課

死体解剖資格審査に関する留意事項の周知について（依頼）

平素より、死体解剖資格審査に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

医道審議会死体解剖資格審査分科会（分科会長：長村 義之 国際医療福祉大学教授）では、死体解剖資格審査の過程において、「死体解剖資格の認定等について」（平成7年4月1日健政発第325号厚生省健康政策局長通知）の別紙「死体解剖資格認定要領」で定められた認定申請に必要な書類に加え、より厳正な審査が必要と判断されたため、補足説明資料等の追加の書類の提出をお願いしている事例があります。

今般、審査の迅速化を図るため、より厳正な審査が必要となる事例について、同分科会において、別紙のとおり留意事項として取りまとめましたので、貴団体におかれましては、関係各位に対する周知への御協力をお願いいたします。

(別紙)

### 死体解剖資格審査に関する留意事項

- 1 病理解剖（平成 21 年 12 月 15 日 死体解剖資格審査分科会の議事要旨）
  - 病理に関しては、医師又は歯科医師資格を有していることが特に望ましいことから、これらの資格を有しない者からの申請については、より厳正に審査を行うことで確認された。
  - 解剖数が年間 10 体未満の施設での解剖経験を含む場合には、当該施設の指導体制や剖検数等の状況を総合的に勘案したうえで、個別に審査することとされた。
- 2 法理解剖（平成 25 年 12 月 9 日 死体解剖資格審査分科会の議事要旨）  
（平成 26 年 12 月 11 日 死体解剖資格審査分科会の議事要旨）
  - 平成 21 年 12 月死体解剖資格審査分科会において、病理に関しては、医師又は歯科医師資格を有していることが特に望ましいことから、これらの資格を有しない者からの申請については、より厳正に審査を行うこととしたが、法医に関しても、同様に医師又は歯科医師資格を有しない者からの申請については、より厳正に審査を行うことで確認された。
- 3 系統解剖（平成 26 年 12 月 11 日 死体解剖資格審査分科会の議事要旨）
  - 系統解剖は、医学又は歯学の教育又は研究のために行われるものであるが、系統解剖を単独又は統括して行う必要性を確認するためには、解剖が行われる医学又は歯学に関する大学において、解剖を伴う研究だけでなく、解剖を伴う教育に従事することを証明する書類の提出も求めた上で、より厳正に審査を行うことで確認された。